

令和元年度第1回宮城県上工下水一体官民連携運営事業シンポジウム
「水道の未来を考える」

令和元年7月11日(木)

13:30~17:00

質疑応答概要

● 資料に関する意見

Q1. 資料の文字が小さくて読みにくい。

A1. 本日の資料は県ホームページにて公表する。また、印刷時の資料の大きさについては、次回のシンポジウムで改善する。

● 事業説明【宮城県が行う水道事業の概要】(企業局)

Q2. 30年間委託事業として継続してきたとのことだが、30年は一つの契約ではなく数年ごとの契約か。また、会社はその都度入札で選ばれているのか。

A2. 平成2年から競争入札で委託を開始。当初は単年度契約であったが平成15年からは契約をいくつかまとめて3か年契約とした。なお、平成27年からは5か年契約としている。

Q3. 資料27ページにある、委託先と指定管理者の名称を教えてください。

A3. 上水道・工水道では、A社が水ing AM株式会社、B社が株式会社ウォーターエージェンシーである。下水道の指定管理者では、A社が水ing AM株式会社、共同事業体が下水道公社と株式会社ウォーターエージェンシー、E社が株式会社アイ・ケー・エスである。

● 講演【水道行政の現状と官民連携について】(厚生労働省)

Q4. ヨーロッパでは水道事業の民営化に失敗したというが、その主な原因は何か。

A4. 事例はいくつかあるが、料金高騰についてはあらかじめ枠組みが明らかになっていなかったことが原因と言われている。また、水質が悪化したことについては、民間事業者への要求水準及び監視の仕方が明確でなかったことが原因と言われている。国では、そういった事例も踏まえた上で制度設計を行っている。

Q5. 資料4ページの水道事業の費用構成について、設備費総額は徐々に減っていくものだと理解しているが、なぜここまで高いのか。

また、人材不足は水道事業だけではなく、今回の水道法改正によりさらに水道事業担当者に過酷な仕事を担わせているように見えるがどうか。

A5. 費用のうち、設備に関する費用の構成比が大きいという説明であって、金額の話ではない。インフラ事業の費用を固定費、変動費に分けたとき、水道事業については固定費が占め

る割合が電気事業やガス事業と比べて高いため、水道の使用量が減少しても事業費用はあまり変わらないという趣旨の説明を行ったものである。

また、人材不足については、手引きやガイドラインを用意し、小さな事業体は大きな事業体と連携する等により人材をサポートするような仕組みを整えているところである。

Q6. 県の説明には、市町村の事業経営基盤強化に貢献するような内容がなく、県だけで官民連携を進めているようにみえるが、国としてどう考えるのか。

A6. 宮城県内の広域連携も重要なテーマだと思っている。しっかり県に取り組んでほしいと考えている。

Q7. 水道事業は国民の命にかかわることであり、大変だからこそ公営でやるべきだと思うが、今回の水道法の改正内容は民営化ありきのように見える。いわゆる水メジャーの脅威も心配であるがどうか。

A7. 水道法改正は広域連携の推進、適切な資産管理の推進、官民連携の推進の3本柱であり、官民連携だけを中心としているわけではない。まずは自治体が自ら適切な資産管理を行い、自力ではやっていけないという自治体は広域連携を、さらに民間と連携してより効率化を図るという意味でコンセッション方式も意義がある、と考えたものである。

また、水道の民間事業者は国内にも多数あるため、いわゆる水メジャーのような海外の脅威と結びつけるのは適切ではないと思われる。

水は命にかかわるからこそ公営で、という意見については、最終的な責任を自治体を持つという仕組みで水道法を改正したという点を御理解いただきたい。

● 事業説明②【みやぎ型管理運営方式導入に向けた検討状況について】(企業局)

Q8. 水道料金の上昇は避けられないとのことだが、まずは県の水道事業の収支は今後どのように推移するのか、現在の財務の状況と今後の分析を県民に示すべきではないか。県は、包括外部監査でも減価償却費の計上不足など、財務報告が適切になされていないと指摘されている。

県では現在、過年度の減価償却費の不足があるかないか、雑損失の会計処理が適切になされているか教えてほしい。

A8. 包括外部監査で減価償却費の計上不足については指摘を受けているが、当時は国に認められた方法で減価償却の会計処理をしていたことはご理解いただきたい。包括外部監査の指摘を受けて市町村と協議し、現在は適切な処理をしているが、情報公開は十分ではないと思われるため、今後は適切な情報公開方法を検討していきたい。

Q9. コスト削減が料金上昇の抑制につながるというが、民間企業は利益が出ると株主へ配

当するため、コスト削減は料金上昇の抑制にはつながらないのではないか。

A9. 現在も県は民間に委託しているが、委託費には企業の利益分も当然含まれている。みやぎ型によって新たに利益分の支出が起こるわけではない。

Q10. コストの削減やモニタリングの基準などが具体的に示されていないのではないか。

また、県が旗振り役として進めるべき市町村の広域化の推進は、官民連携ありきの広域化という話になってしまっているようにみえるがどうか。

A10. 詳細な制度設計は今後説明の機会を設けたい。

また、広域化については、県環境生活部が中心となり、企業局と市町村も加わって平成31年1月から宮城県水道事業広域連携推進検討会を発足している。その取り組みの一つがみやぎ型との連携ということであり、広域化より官民連携が先行するのではなくあくまで両輪として進めている。

Q11. 県民が理解を深めるには、シンポジウムでの説明時間が短く、また開催の頻度も低い。水道事業はだれもが安心安全の水を利用できるような基本的インフラとしておくべきではないか。

A11. みやぎ型は民営化とは異なる。水道事業者は県のままで、最終的な責任は県が継続して担う。一方、現在でも民間委託等によって現場は民間が担っており、民間は利益を見込んで受注している。県が得意なことと企業が得意なことを活かして、少しでも低料金で水を提供したいと考えている。

Q12. 設備投資を受託側が負担する仕組みになるようだが、下水道法施行令に照らして考えると、民間側が高度な設備投資を控えることになるのではないか。20年間、技術的な革新は享受できなくなるのではないか。

また、水道については、非常事態は自然災害だけではなく、過去に埼玉県では水質事故による非常事態があった。そういうときに運営権者が民間事業者への立ち入り検査などに対応できるのか。

さらに、浄水場や処理場の点検をする県担当者は研修を受けた人に限るとのことだが、現場に携わったことのない人にできるのか。みやぎ型で長期にわたり民間に任せた場合、検査できる人材がいなくなるのではないか。

A12. 法令変更は水道でも下水でもありうる。設備投資が必要なら今でも県が投資はする。コンセッションに移行してもできるような仕組みにするつもりである。

また、現場ではいまでも委託業者と連携して非常時に対応しており、今後も変わらないと考えている。

人材の育成についても重要だと考えている。いままでも民間に運転委託などを行っているなかで人材育成を図ってきた。今後も継続して人材育成を図っていくつもりである。

Q13. 宮城県、仙台市の平均水道料金はとても高い。なぜ現在の料金が高いのかを県民に説明してほしい。また、給水原価の中に受水費が全国平均の 2.23 倍であるが、知っていたかどうか教えてほしい。

A13. 今後料金水準見通しを説明する機会を設けようと思っている。市町村ごとの料金単価は認識している。受水費の全国比のことは認識していなかったが、全国の大規模用水供給事業者の中で供給単価が高いのは認識している。少しでもコストを抑制するためにみやぎ型に取り組んでいる。

Q14. 水道料金の上昇は避けられないとのことだが、現行のまま県が運営すると今後何年後にどれほどの水準になるのか、収支はどうなるのか、定量的な分析を示してもらいたい。

またスケールメリットは 20 年で大きくなるとのことだが、5 年毎 4 回の契約ではスケールメリットはないのか。スケールメリットについても数字で分析しているのか、説明してほしい。

A14. 水道料金の推移等については、今後説明する機会を設ける予定である。

9 事業一体というスケールメリットは、5 年という短期で次の契約があるかははっきりしない状態では難しいという意見が民間企業から聞かれる。分析は遅くとも今年の 11 月の県議会の際には説明できるようにしようと思っている。

Q15. 第三者機関のメンバーはだれがどう選任するのか、一般県民は参画する仕組みはあるのか。県民の意見はどうやって事業に反映させていくのか。その仕組みをしっかりと作り、県民に公表してほしい。

A15. 県民の声を制度に活かしていきたいと思っている。経営審査委員会（仮称）は現在制度を作っているので、今後説明の機会を設ける。

Q16. 浜松で上水道のコンセッションが延期されたのは市民の理解が進んでいなかったためだったと聞いている。現状、宮城県民の理解度は低いと思われるため、県はもっと説明をする機会を作るべきである。9 月に実施方針（素案）を公表し、パブリックコメントを実施後、11 月議会に諮るとのことだが、期間が短すぎるのではないか。それまでにこの事業の具体的なメリットを示してほしい。

A16. 出前講座も含め、説明をいとわないつもりである。

Q17. スケジュールありきですすめないでほしい。

A17. 承知した。

Q18. 現在、水道法第 3 条にある水道事業者は仙台市、水道用水供給事業者は県になるが、

コンセッション開始後も事業者は変わらずに官が担うと理解してよいか。

A18. そのとおりである。

以上